

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（内閣府地方創生推進事務局）

項 目 名	国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<現行制度の概要> 国家戦略特別区域法第27条の5に基づき、認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除できる制度。 ・ 控除額：取得に要した金額（8百万円が限度）と総所得金額等の40％に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額 ・ 適用期限：令和8年3月31日 ・ 適用対象：適用期限までに発行される株式を払込みにより取得した一定の個人 ・ 会社要件：（1）小規模企業（おおむね従業員が20人（商業又はサービス業は5人以下）） ① 設立後、3年未満のスタートアップ企業等 かつ ② 一定の雇用増加、売上高営業利益率2％以下 など （2）農業・医療・バイオ分野の中小企業 ① 設立後、5年未満のスタートアップ企業等 かつ ② 売上高営業利益率2％以下 など <要望内容> 租税特別措置法第41条の18の4において令和8年3月31日が対象株式発行の適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする。 <関係条文> ・ 国家戦略特別区域法第27条の5 ・ 国家戦略特別区域法施行規則第13条、第14条 ・ 租税特別措置法第41条の18の4 ・ 租税特別措置法施行令第26条の28の3 ・ 租税特別措置法施行規則第19条の10の6	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 (2) 施策の必要性 産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特区においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。本税制措置については、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれている。これまでも、本税制措置を適用し、2つの区域において3つの特定事業が取り組まれており、産業の国際競争力の強化等や雇用につながる事業が実施されている。 また、国家戦略特区については、近年、以下のとおり、地方創生や国家プロジェクトの推進の観点から、新たな区域を指定するとともに、新たな起業やイノベーションを促す取組を開始している。 ・令和6年6月に、共通の課題を有する地域間で連携して規制・制度改革を進める地方創生の新たな取組である「連携“絆”特区」として2区域（宮城県・熊本県、福島県・長崎県）を新たに指定し、外国人材による起業等イノベーションの創出や新技術を活用した新産業の創出を目指す取組が開始されている。 ・令和6年6月に、金融・資産運用特区の1つとして、北海道を新たに指定し、GX産業やデジタル産業の集積やアジア・世界の金融センターの実現を目指し、国内外から資金・人材等を呼び込み、スタートアップの創出・育成等を図る取組が開始されている。 ・令和7年7月に、成田空港の機能強化を契機として、千葉県全域を追加指定し、国際的なビジネス環境の創出やライフサイエンス（創薬・医療機器等）分野を含む起業等イノベーションの促進等の取組が開始されている。 また、上記以外の特区域においても、国家戦略特区法に基づき外国人を含む起業・開業を促進するための開業ワンストップセンターが新たに設置されるなど、スタートアップの創出を促進する取組が拡大している。 これら新たに指定された特区等における取組を含む特区制度については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）や「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月閣議決定）において、国の果たすべき役割として、その運用を抜本的に強化し、地方の課題を起点とする大胆な規制・制度改革を推進することとしており、新たな規制・制度改革を実現するための調査事業や利子補給金等の予算・金融措置も含め、地域のチャレンジを徹底して後押ししていくこととしている。 さらに、「対日直接投資促進プログラム2025」（令和7年6月対日直接投資推進会議決定）においては、外国企業も視野に入れた産業立地・企業誘致によって地方創生を進めるため、特区制度の活用・見直しにより、規制・制度改革とファイナンス面での支援を一体的に講ずることとしている。また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改定版」（令和7年6月閣議決定）においては、スタートアップ等のエンジニアビザについて、ニーズを踏
--------------------------	---

		まえた使い勝手の良い制度とする観点から見直しも視野に対象範囲の拡大・活用促進の検討を進めることとしている。 これらを踏まえ、規制・制度改革や予算・金融措置と一体となって、産業の国際競争力の強化等につながる中小スタートアップ企業等による取組を促進する手段として、国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長措置を講ずる必要がある。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策6 地方創生 施策6 地方創生に関する施策の推進
		政策の達成目標	中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。 国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。 （国家戦略特区制度の目標） 国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日)
		同上の期間中の達成目標	国家戦略特別区域制度に基づき、現在16の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を十分に活用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進を図るため、各指定区域において区域方針をそれぞれ定め、当該区域のあるべき将来像やそれに向けた政策課題及びその解決に向けた方向性等を定めるとともに、区域方針に係る目標を設定し取り組んでいる。 本税制措置の適用実績があった及び今後の見込み事業のある区域の区域方針に定める目標を掲げることとする。 【福岡市・北九州市】 雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人や企業、資金等呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る。 【仙台市】

		女性、若者、シニアが主導するソーシャルイノベーション(社会起業)を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、座学連携のもと、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。 【愛知県】 自動車・航空宇宙等の国内最大のモノづくりの集積地として、教育・雇用分野における規制改革を通じた産業人材の育成や次世代技術の実証を通じ、成長産業・先端技術の中核拠点を形成する。併せて、農業分野においても農地の流動化、耕作放棄地の解消等を図ることにより、第一次産業も含めた総合的な規制・制度改革を実現する。 【つくば市】 スーパーシティ型の国家戦略特区として、複数分野の大胆な規制・制度改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施することを通じて、世界に先駆けて、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。 大学や研究機関の研究開発の成果や多様な人材を生かし、産学官連携の下、移動・物流、健康・医療、まちづくり、行政手続等幅広い分野におけるデジタル技術を活用したイノベーションを実現し、高齢者、こども、外国人、障害者を含め「誰一人取り残さない」包摂的な社会のモデルを構築する。 その際、デジタル技術により誰もが政策に声を届けることのできる仕組みを構築し、住民と住民、住民と行政のつながりを深化させ、地域の課題解決に資する先端的サービスを順次社会に実装し、そのノウハウから新たなイノベーションを次々と実現するエコシステムを形成する。 なお、これまで適用実績がない又は現時点において今後の見込み事業のない区域であっても、国家戦略特別区域方針の目標に向けた事業を実施する際は、各区域方針に定める目標を達成目標としていく。
	政策目標の達成状況	本税制措置においては、制度創設以降から令和7年8月時点までに2指定区域（1県1市）において、3事業が適用されてきた。 国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第12条に基づき認定区域計画の進捗状況について定期的に評価を行うこととしている。このため、適用事業（整備済みの事業）の実施状況については、「令和6年度国家戦略特別区域の評価」に基づき達成状況を見ている。 なお、区域方針で定める目標は定性的な目標設定であることから、政策目標の達成状況を把握していくため、参考として本税制措置を適用する特定事業の実施地域であって区域を構成する自治体が別途定める政策目標などのうち、区域方針の目標にも合致するものを引用する。また、本税制措置の適用事業は、必ず事業実施計画を作成することから、これら計画に沿った取

		組が行われ、実施地域の特区の目標への貢献状況などを把握する。 【仙台市】 <table border="1"> <tr> <th>事業</th><th>事業数</th><th>令和6年度末の事業状況</th></tr> <tr> <td>観光拠点事業</td><td>1事業</td><td>観光拠点を活用した飲食・物販事業や観光資源活用、地域おこしのための新規事業者を支援。</td></tr> </table> 上記事業によって、仙台市が別途掲げている以下の政策目標に寄与するとともに、特区区域仙台市の区域方針の目標に貢献している。 <table border="1"> <tr> <th>仙台市の政策目標</th><th>仙台市の区域方針の目標</th><th>対象事業</th></tr> <tr> <td>従来の手法にとられない「新たな仙台観光」を目指し、「ひとが輝く舞台となるまち」を推進。</td><td>女性、若者、シニアが主導するソーシャルイノベーション(社会起業)を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、座学連携のもと、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。</td><td>観光拠点事業：1事業</td></tr> </table> 【愛知県】 <table border="1"> <tr> <th>事業</th><th>事業数</th><th>令和6年度末の事業状況</th></tr> <tr> <td>障害者アート発信拠点事業</td><td>1事業</td><td>芸術産業の国際的な経済活動拠点を整備し、障がい者の社会活動の推進、新たな産業の創出及び雇用の促進を推進。</td></tr> <tr> <td>インド建設人材還流プラットフォーム形成事業</td><td>1事業</td><td>国際的な経済活動の拠点の形成を図るとともに、日本の職人技術・文化を集積させることで、建設産業の国際競争力の強化を推進。</td></tr> </table> 上記事業によって、愛知県が別途掲げている以下の政策目標に寄与するとともに、特区区域愛知県の区域方針の目標に貢献している。 <table border="1"> <tr> <th>愛知県の政策目標</th><th>愛知県の区域方針の目標</th><th>対象事業</th></tr> <tr> <td>産業人材の育成や次世代技術の実証を通じ、成長産業・先端技術の中</td><td>自動車・航空宇宙等の国内最大のモノづくりの集積地として、教育・雇用分野における規制改革を</td><td>障害者アート発信拠点事業：1事業</td></tr> </table>	事業	事業数	令和6年度末の事業状況	観光拠点事業	1事業	観光拠点を活用した飲食・物販事業や観光資源活用、地域おこしのための新規事業者を支援。	仙台市の政策目標	仙台市の区域方針の目標	対象事業	従来の手法にとられない「新たな仙台観光」を目指し、「ひとが輝く舞台となるまち」を推進。	女性、若者、シニアが主導するソーシャルイノベーション(社会起業)を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、座学連携のもと、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。	観光拠点事業：1事業	事業	事業数	令和6年度末の事業状況	障害者アート発信拠点事業	1事業	芸術産業の国際的な経済活動拠点を整備し、障がい者の社会活動の推進、新たな産業の創出及び雇用の促進を推進。	インド建設人材還流プラットフォーム形成事業	1事業	国際的な経済活動の拠点の形成を図るとともに、日本の職人技術・文化を集積させることで、建設産業の国際競争力の強化を推進。	愛知県の政策目標	愛知県の区域方針の目標	対象事業	産業人材の育成や次世代技術の実証を通じ、成長産業・先端技術の中	自動車・航空宇宙等の国内最大のモノづくりの集積地として、教育・雇用分野における規制改革を	障害者アート発信拠点事業：1事業
事業	事業数	令和6年度末の事業状況																											
観光拠点事業	1事業	観光拠点を活用した飲食・物販事業や観光資源活用、地域おこしのための新規事業者を支援。																											
仙台市の政策目標	仙台市の区域方針の目標	対象事業																											
従来の手法にとられない「新たな仙台観光」を目指し、「ひとが輝く舞台となるまち」を推進。	女性、若者、シニアが主導するソーシャルイノベーション(社会起業)を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、座学連携のもと、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。	観光拠点事業：1事業																											
事業	事業数	令和6年度末の事業状況																											
障害者アート発信拠点事業	1事業	芸術産業の国際的な経済活動拠点を整備し、障がい者の社会活動の推進、新たな産業の創出及び雇用の促進を推進。																											
インド建設人材還流プラットフォーム形成事業	1事業	国際的な経済活動の拠点の形成を図るとともに、日本の職人技術・文化を集積させることで、建設産業の国際競争力の強化を推進。																											
愛知県の政策目標	愛知県の区域方針の目標	対象事業																											
産業人材の育成や次世代技術の実証を通じ、成長産業・先端技術の中	自動車・航空宇宙等の国内最大のモノづくりの集積地として、教育・雇用分野における規制改革を	障害者アート発信拠点事業：1事業																											

			枢拠点を形成する。 通じた産業人材の育成や次世代技術の実証を通じ、成長産業・先端技術の中枢拠点を形成する。併せて、農業分野においても農地の流動化、耕作放棄地の解消等を図ることにより、第一次産業も含めた総合的な規制・制度改革を実現する。 インド建設人材還流プラットフォーム形成事業：1事業
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用見込数) 令和7年度：なし 令和8年度以降：3件	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制措置については、国家戦略特区内の優良な中小スタートアップ企業等の事業を後押しすることで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効性が認められる。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	国家戦略特区税制 指定法人に係る所得控除 特区内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして国家戦略特区担当大臣の指定を受けた者について、その事業による所得の18%を課税所得から控除。(医療、一定のIoTに限定)	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・地方創生2.0特区推進事業 令和7年度予算額 80 百万円 令和8年度要求額 810 百万円 ・国家戦略特区支援利子補給金 令和7年度予算額 14 百万円 地方創生支援利子補給金(仮称) 令和8年度要求額 636 百万円の内数	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	「地方創生2.0特区推進事業」は新たな規制・制度改革の実現(規制の特例措置の創設等)のために必要となる調査・実証等を推進するもの。 また、利子補給金は、先駆的な研究開発や革新的な事業等を金融面から支援するもの。 一方、要望項目は、特区内で認定区域計画に定められた特定事業を行う設立後5年以内のスタートアップ企業等や、雇用等の創出を図るスタートアップ企業等に対して個人出資を行う個人投資家を後押しするもの。	
	要望の措置の妥当性	本税制措置は、国家戦略特区における我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成につながる中小スタートアップ企業等による特区目標の達成に資する創業や雇用の創出等の取組が促進されることから、国家戦略特区における	

		エンジェル税制の延長措置を講ずることは措置としての妥当性がある。 なお、措置の対象は中小企業者における国家戦略特別区域法施行規則に定められた事業または小規模事業者における雇用等の創出が図られる特定事業であって、いずれの事業も国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成にかかる特区目標に資する事業に限定されており、必要最小限の措置である。 また、国家戦略特区については、近年、地方創生や国家プロジェクトの推進の観点から、新たな区域を指定（令和6年6月に連携“絆”特区2区域（宮城県・熊本県、福島県・長崎県）、金融・資産運用特区の1つとして北海道を指定、令和7年7月に千葉県全域を追加指定）し、新たな起業やイノベーションを促す取組が開始されており、また、それ以外の特区区域においても、国家戦略特区法に基づき外国人を含む起業・開業を促進するための開業ワンストップセンターが新たに設置されるなど、スタートアップの創出を促進する取組が拡大していることから、こうした取組のインセンティブとなる当該制度の存置が必要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用実績数】 令和3年度：なし 令和4年度：なし 令和5年度：1法人 令和6年度：なし
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	租税特別措置により、国家戦略特区内において、中小スタートアップ企業等による産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取り組みに必要な資金の提供が円滑に行われることで、中小スタートアップ企業等による取組が促進され、その結果、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる。
	前回要望時の達成目標	特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	これまで本税制措置として3事業について認定を行っており、観光拠点の整備や障害者アートの拠点の整備など、地域の拠点形成につながる取組が行われている。 これら事業は、中小スタートアップ企業等が対象であるが、産業人材の育成と成長産業の中核拠点の形成に資するものであり、かつ雇用の創出にも寄与するものであることから、これらの取組による拠点形成により、それぞれの地域において地域の活性化の実現につながっている。

これまでの 要望経緯	平成27年度：創設 平成30年度：適用期限の延長 令和2年度：適用期限の延長 令和4年度：適用期限の延長（小規模事業者の要件追加） 令和6年度：適用期間の延長（払込関係書類の簡素化）
-----------------------	--